

境港市内の公共建築物等における鳥取県産木材の利用促進に関する方針

平成24年12月28日

第1 目 的

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用促進の意義等を明らかにし、鳥取県産木材の利用促進を図ることを目的とする。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど人に優しく心安まる素材であるが、必ずしも公共建築物の建築資材としては、利用されてこなかった。

木材が広く利用されるようになれば、森林の適正な整備につながり、森林のもつ多面的機能の発揮、地球温暖化の防止、地域の経済の活性化と雇用創出につながる。

公共建築物は、広く市民の利用に供されるものであるから、公共建築物に木が利用されるならば、市民が木と触れ合い、木の良さを実感する機会を広く提供することになり、住宅等の一般建築物における木材の利用促進につながる。

第3 公共建築物等への木材の利用促進の目標

境港市民に広く利用される施設等を整備する場合、木材による建築または内装の木質化に努めるものとする。ただし、実際の建築に当たって、用途、機能、仕様等により木造化になじまないと判断される施設等についてはこの対象としない。

第4 その他

備品、消耗品等についても、木材を原料としたもの及び認定グリーン商品の利用に努めるものとする。